

第39回人権パネル展

差別戒名から始まり38年 今、部落差別を考える



2022年5月1日(日)~4日(水・祝)

午前10時~午後4時 野崎観音会館

あらが
部落差別に抗って「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と謳った日本初の人権宣言と言われる「水平社宣言」から、今年3月で100年。しかし、現在も被差別部落出身であることを理由とした差別は、特にネット社会において形を変容させながら根深く残っています。
今回のパネル展では、1984年に開催した第1回人権パネル展「差別戒名を考える」を通して、歴史を振り返りながら、今なお存在する部落差別などの人権問題について考えます。

差別戒名とは・・・

死者の生前の身分、職業などを意図的に戒名にくみ入れ、一般的には使われない「戒名」が、差別的につけられたものです。

1978年、長野県、群馬県の被差別部落の人に「差別戒名」がつけられていることを新聞などが報じると、全国各地の色々な宗派の差別戒名墓標や位牌が存在することが明らかになりました。

墓石の戒名には、畜生の「畜」、下僕の「僕」、「下」の「一」をとって下のシタを意味する「ト」、人ではないとする「非男(女)」、「似男(女)」、インド・カーストの四姓外の賤民で、人間とみなされていなかった「チャンダーラ」を語源とする「梅陀羅」などがつけられていました。

【主催】大東市・人権啓発ネットワーク大東 【協力】野崎観音、差別戒名を考える会

【お問い合わせ】人権啓発ネットワーク大東事務局(大東市人権室) TEL 072-870-0441 FAX 072-872-2268